

# 鳥海ダムだより

国土交通省 東北地方整備局 鳥海ダム工事事務所

第67号 2019.3.29 発行

## 埋蔵文化財調査へのご協力をお願いします!!

～平成31年度も百宅地区の遺跡遺物の調査を行います～

鳥海ダム工事事務所では、平成31年度も秋田県文化財保護室に埋蔵文化財調査を依頼して現地調査(試掘調査)を進めていきます。

埋蔵文化財の試掘調査は、遺跡遺物が存在する可能性のあるダム本体や付替道路、ダム貯水池等の関連事業用地内を調査し、その有無を確認するものです。

平成30年度は、8月9日(木)と10月21日(金)に百宅集落の高野台地区において、10月26日(金)にはダムサイトにおいて、それぞれ試掘調査を実施しました。特に高野台地区の試掘調査においては、地権者の皆様にご協力をいただき、大変ありがとうございました。

平成31年度も同様の調査を高野台地区(前回調査済み箇所から西側)及び清水沢地区(詳細は別紙参照)において実施する予定です。調査を予定している土地の所有者の方々には個別にお伺いしますので、その際はよろしくお願い致します。



▲高野台地区での試掘調査の状況(H30.8.9)



▲高野台地区での試掘調査後の復旧状況(H30.8.9)



▲ダムサイトでの試掘調査の状況(H30.10.26)



▲ダムサイトでの試掘調査後の復旧状況(H30.10.26)

# 埋蔵文化財調査における試掘調査とは？

秋田県文化財保護室では文化財保護法に基づき、ダムや、道路等の工作物の建設、河川の改修、農地の改良など各種開発事業の工事に先立って、工事をする区域内の遺跡(埋蔵文化財)の有無や内容の調査を行っています。

●事業の対象となる土地の踏査により土器や石器の有無を確認するほか、遺跡の範囲を確定するための試掘箇所を選定します。

●試掘では、おおよそ1～3m四方ほどの広さを人力もしくは重機により概ね1m掘削して、土器や石器などがあるかどうかを確認します。また、土の状態を観察し、竪穴住居やお墓の跡などがないかも確認します。

※場所によっては少し広く掘る場合があります。左下の写真は山林の中なので人力で掘り下げています。



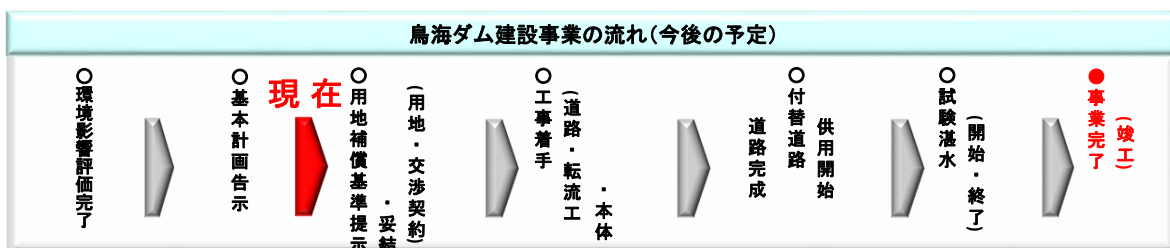
●右上の写真では、掘下げた地面の右側に黒い土が残っています。大きさや形から、古代の人が住んでいた竪穴住居の跡と考えられます。

このような住居跡などが発見されると、埋蔵文化財センターによって本格的な調査が行われることとなります。

●人力で掘り下げることが危険な所や、重機が入ることを許可、承諾いただいた所は、重機で掘り下げる場合もあります。

※掘ったところは埋め戻します。ただし、もとの状態に完全には戻せないことをご了承ください。

※平成31年度において試掘調査を行う範囲は別紙のとおりです。(なお、試掘調査の協力についてのお願いは土地の所有者毎に後日個別に伺っております)



## 編集後記

最近春らしい気温の高い日が続いております。日によって春一番を思わせる強風の日もあり、本格的に春到来といった感じですね。  
平成30年度から鳥海ダムだより担当となり、前年の内容を踏襲しイベントをなぞる形で、2ヶ月に3回といったペースで鳥海ダムだよりを発行し、これまで前年度同様18回発行してまいりました。来年度においても、より一層充実した紙面作りを心がけますので、引き続きよろしくお願いたします。

安全・安心の子吉川に抱かれて、より豊かに暮らせる、わたしたちの郷土のために。

編集・発行 国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所

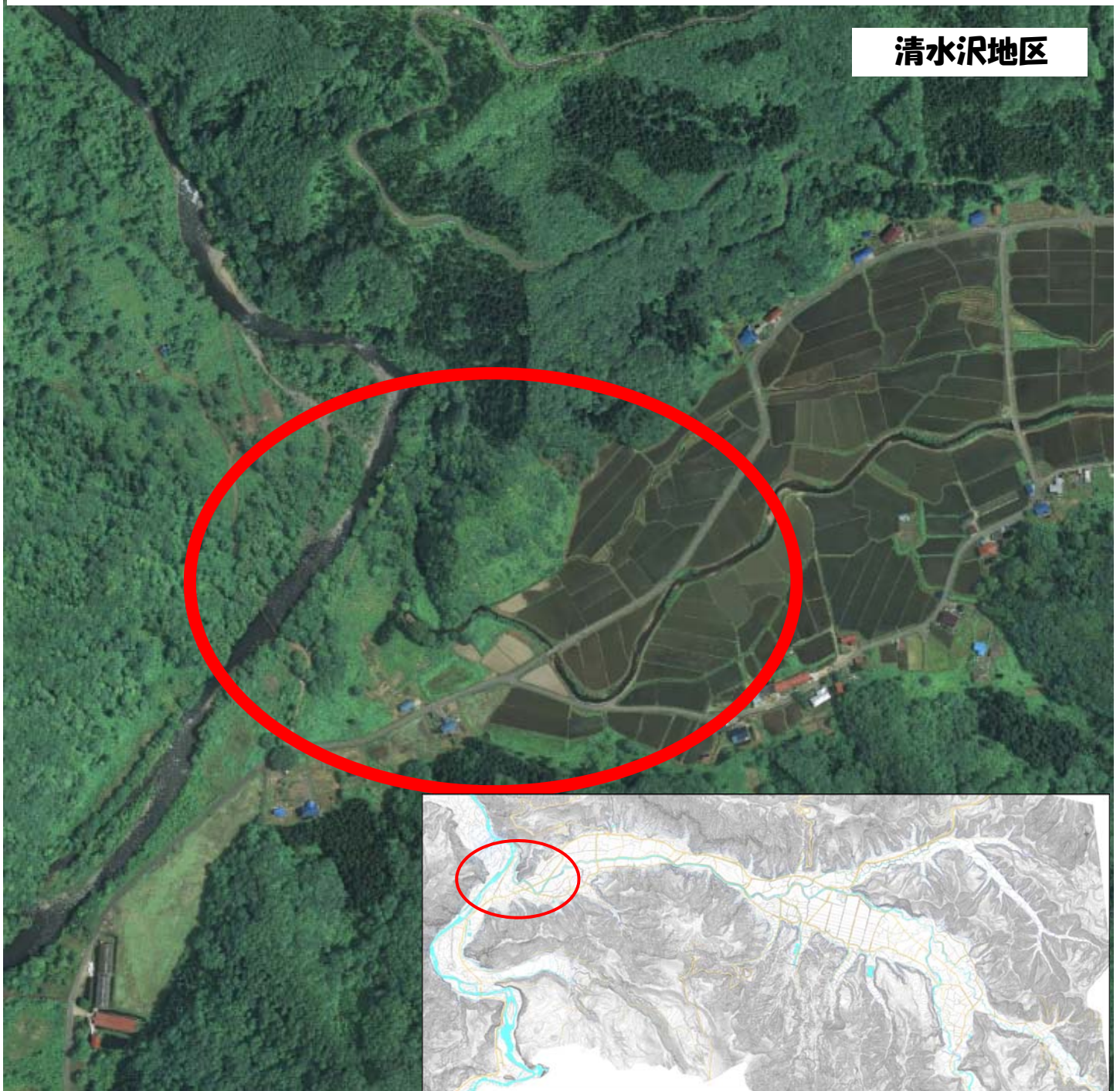
〒015-0885 秋田県由利本荘市水林408番地

TEL. 0184-23-5120 FAX. 0184-23-5451

ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/chokai/>

平成31年度の清水沢地区における試掘調査予定箇所は下の写真の範囲となります。

- ・試掘調査は住宅や小屋等建築物がある場所では行いません。
- ・試掘調査は耕作している場所については基本的に行いませんが、遺構、遺物の確認状況によっては個別にお願いして了解を得た上で耕作地の端部等を調査させていただきます場合があります。



ご協力いただきたい地権者の皆様には、後日個別に説明に伺います。

平成31年度の高野台地区における試掘調査予定箇所は下の写真の範囲となります。

- ・試掘調査は住宅や小屋等建築物がある場所では行いません。
- ・試掘調査は耕作している場所については基本的に行いませんが、遺構、遺物の確認状況によっては個別にお願いして了解を得た上で耕作地の端部等を調査させていただきます場合があります。



ご協力いただきたい地権者の皆様には、後日個別に説明に伺います。